



島根県報

平成25年12月10日（火）

第2,554号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定による医療機関の指定	（高齢者福祉課）	3
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定	（ 〃 ）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定自立支援医療機関の指定	（障がい福祉課）	3
児童福祉法の規定による指定障害児通所支援事業者の指定	（ 〃 ）	3
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中小企業課）	4

【公 告】

平成26年島根県歯科技工士国家試験の実施	（医療政策課）	5
公共測量の実施	（用地対策課）	6
都市計画の変更案の縦覧	（都市計画課）	6

【特定調達公告】

粉末積層型鋳鉄用鋳造型装置一式の調達に係る一般競争入札の実施	（産業振興課）	7
テクノアークしまねネットワークシステムの調達に係る一般競争入札の落札者等	（ 〃 ）	9
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る競争入札の参加資格等	（下水道推進課）	9
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る競争入札の参加資格等	（ 〃 ）	10
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化業務委託に係る競争入札の参加資格等	（ 〃 ）	10
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の炭化製品化業務委託に係る競争入札の参加資格等	（ 〃 ）	10
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	11
宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	13
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化業務委託に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	16
宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の炭化製品化業務委託に係る一般競争入札の実施	（ 〃 ）	19

【選管告示】

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		22
---	--	----

【選管公表】

平成25年7月21日執行参議院島根県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表

23

告 示**島根県告示第807号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、法による医療支援給付を担当する機関を次のとおり指定したので、法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
もも薬局 出雲インター店	出雲市神西沖町1455-9	平成25年11月7日

島根県告示第808号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社 ケイテン	福祉用具貸与	ケアサポートさち	隠岐郡隠岐の島町栄町571	平成25年12月1日
	介護予防福祉用具貸与			
株式会社 ケイテン	特定福祉用具販売	ケアサポートさち	隠岐郡隠岐の島町栄町571	平成25年12月1日
	特定介護予防福祉用具販売			

島根県告示第809号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定自立支援医療機関		自立支援医療の種類	指定年月日
名称	所在地		
にま調剤薬局	大田市仁摩町仁万860	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成25年10月15日

島根県告示第810号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので、

同法第21条の5の24第1号の規定により告示する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

放課後等デイサービス

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
株式会社グローバル	放課後等デイサービス あいる松江	松江市西川津町4080	平成25年12月1日

島根県告示第811号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

掛合ショッピングセンター コア 島根県雲南市掛合町掛合2150番地16

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

掛合ショッピングセンター協同組合 代表理事 石飛 幸治 島根県雲南市掛合町掛合2150番地16

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 掛合ショッピングセンター協同組合 代表理事 石飛 津男

(変更後) 掛合ショッピングセンター協同組合 代表理事 石飛 幸治

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 有限会社しらつき 代表取締役 白築 敏彦 島根県飯石郡掛合町大字掛合1084番地5

有限会社タイヨー 代表取締役 石飛 津男 島根県飯石郡掛合町大字掛合2150番地16

(変更後) 有限会社タイヨー 代表取締役 石飛 津男 島根県雲南市掛合町掛合2150番地16

有限会社赤玉メリヤス店 代表取締役 西尾 忠利 島根県松江市天神町24

有限会社まるいと 代表取締役 糸賀 正益 島根県出雲市神西沖町1572

鍋田 良一 島根県松江市青葉台12-6

錦織 靖明 島根県出雲市高岡町93-1

(4) 変更の年月日

ア：平成22年6月14日

イ：平成21年8月1日 有限会社しらつき 退店

平成23年6月2日 有限会社赤玉メリヤス店 入店

平成24年7月5日 有限会社まるいと、鍋田 良一、錦織 靖明 入店

2 届出年月日

平成25年11月29日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業振興部商工観光課（雲南市木次町新市426-7）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定により、歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験期日

(1) 学説試験 平成26年2月19日（水）午前9時から

(2) 実地試験 平成26年2月20日（木）午前9時から

2 試験場所

松江市南田町141番地9 島根県歯科技術専門学校

3 試験科目

(1) 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎^く口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規

(2) 実地試験

歯科技工実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成26年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

(2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成26年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）

(3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

(4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

平成26年1月7日（火）から同月15日（水）まで（郵送による場合は、平成26年1月15日までの消印のあるものに限って受け付ける。）

(2) 受験願書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部医療政策課

(3) 提出書類

ア 受験願書

イ 受験資格を証明する書類

(7) 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書（平成26年3月31日までに卒業する見込みの者にあつては卒業見込証明書とし、卒業後直ちに卒業証明書を追加提出すること。）

(4) 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

(4) 4の(4)に該当する者は、歯科技工士国家試験受験資格認定書の写し（地方厚生局又は地方厚生支局に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽で正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものの裏面に「(シギ)」の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、島根県が交付する写真票に貼り付け、所定の事項を記入して提出すること。）

6 試験手数料及び納入方法

試験手数料36,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を受験願書の所定の箇所に貼り付けること。

7 その他

(1) 受験願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 受験者は、試験当日、次のものを持参すること。

ア 受験票

イ 筆記用具

ウ その他受験票に記載のもの

(3) 合格者の発表は、平成26年3月14日（金）に島根県庁前の掲示場に掲示して行うほか、合格者には合格証書を交付する。

(4) 受験手続等について不明な点は、島根県健康福祉部医療政策課看護職員確保グループ（電話0852-22-6277）へ問い合わせること。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ作成）

2 作業期間

平成25年11月30日から平成26年3月17日まで

3 作業地域

益田市

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画

の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画の種類

西郷都市計画道路

2 都市計画を変更する土地の区域

隠岐の島町港町、中町、東町、西町、栄町及び東郷地内

3 縦覧場所

島根県土木部都市計画課、隠岐の島町建設課

4 縦覧期間

平成25年12月10日から同月24日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 入札に付する事項

(1) 調達する物品等の名称及び数量

粉末積層型鋳鉄用鋳型造型装置 一式

(2) 調達する物品等の仕様書等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年9月30日

(4) 納入場所

島根県出雲市神西沖町2400番地 株式会社ダイハツメタル出雲工場

(5) 入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加者の資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目の大分類「4 機械器具類」中、中分類「(9) 諸機器」に登録されている者であること。

- (4) 島根県が実施する物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) (1)から(5)までの全てを満たす者であって、平成26年1月10日（金）午後5時15分までに応札仕様書を3の(1)へ提出し（郵送可）、入札開始までに参加の承認を得たものであること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札説明書の交付場所、問合せ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地
島根県商工労働部産業振興課戦略プロジェクトグループ
電話0852-22-5293 F A X 0852-22-6080

(2) 入札説明書の交付期間

平成25年12月10日（火）から同月27日（金）までの間、(1)の場所において交付する（閉庁日を除く。）。交付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

なお、希望する者には交付期間中に郵送にて入札説明書を交付するので、返信用封筒（角2号）と切手（200円）を同封のうえ、法人名（法人のみ）、担当部課名、担当者名、電話番号、F A X 番号を明記して(1)の問合せ先まで請求すること。

(3) 現地説明会

平成25年12月16日（月）午後2時から、1の(4)の納入場所において実施する。

(4) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成26年1月20日（月）午後1時30分から

場所 島根県松江市殿町1番地 島根県庁 会議棟1階第1会議室

郵送にて入札書を提出する場合は、書留又はそれに準ずる信書便にて同日正午までに必着とする。その場合、入札説明書と一緒に交付する「入札書に関する注意事項」記載の要領で入札書を封筒に入れ封印し、外封筒に『平成26年1月20日開札「粉末積層型鋳鉄用鋳型造型装置」入札書在中』の旨を朱書きし、(1)へ送付すること。

4 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

5 入札保証金

本入札において入札書に記載する金額に当該金額の100分の8を加算した金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号に該当する場合は、免除する。

6 契約保証金

落札者となった場合、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

7 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

8 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

9 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 契約書の作成の要否

要する。

なお、本契約は島根県議会の議決を必要とするため、落札者の決定時には仮契約を締結するものとし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

11 その他

詳細は、入札説明書による。

12 Summary

(1) Name and quantity of products required: "Additive Manufacturing System for Sand Cores and molds" 1 Set

(2) Date and time of tender: 1:30 p.m. 20 January 2014

(Deadline for submission of tender documents by registered mail: Noon of 20 January 2014)

(3) Division in charge: Industrial Promotion Division, Department of Commerce, Industry and Labor, Shimane Prefectural Government

1 Tono-machi, Matsue-shi, Shimane-ken. 690-8501 JAPAN

Tel: 0852-22-5293 Fax: 0852-22-6080

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 落札に係る物品等の名称及び数量

テクノアークしまねネットワークシステム 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県商工労働部産業振興課 島根県松江市殿町1番地

3 落札者を決定した日

平成25年11月20日

4 落札者の氏名及び住所

NECフィールドディング株式会社 代表取締役 伊藤 行雄 東京都港区三田一丁目4番28号

5 落札金額

30,118,725円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

平成25年10月8日

平成25年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務

- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格要綱（平成15年島根県告示第128号）に定めるところによる。

平成25年度において、宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務

- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格要綱（平成15年島根県告示第128号）に定めるところによる。

平成25年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化業務

- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格要綱（平成15年島根県告示第128号）に定めるところによる。

平成25年度において、宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の炭化製品化業務委託に係る特定調達契約の締結が見込まれるので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 特定調達契約により調達をする役務の種類

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の炭化製品化業務

- 2 一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格、当該資格の審査に係る申請の方法並びに当該資格の有効期間及びその更新の手続

宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格要綱（平成15年島根県告示第128号）に定めるところによる。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 5,100トン（1日当たりの搬出数量 約20トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）業務

(4) 委託期間

平成26年3月1日から平成27年3月31日まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条の規定に基づく消費税率の引上げに係る改定規定について、同法附則第18条第3項の規定に基づき、施行の停止がなされた場合には、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第2条の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する申請書類を、平成25年12月27日午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条の規定による認定を受けなければならない。

- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績があること。
なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。
- エ 平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務の受託実績があること。
なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。
- オ 公告の日から入札日の間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

(2) 共同企業体の場合

- ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。
- イ 構成員が(1)イ及びオに掲げる要件を全て満たしている者であること。
- ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。
- エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。
- オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地
島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成25年12月10日から平成26年1月6日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があつた場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成25年12月10日から平成26年1月6日まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の受領の期限及び場所

ア 期限

平成26年1月29日 午後1時（郵便による提出にあつては、平成26年1月29日正午必着のこと。）

イ 場所

平成26年1月29日午後0時30分までは(1)の担当部局とし、それ以降は(5)の開札場所とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成26年1月29日 午後1時

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement

(2) Date and Time for Bidding : January 29th, 2014, 1:00 p.m. (Mail must arrive by the noon of January 29th, 2014 at the latest)

(3) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント原料化業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖西部浄化センター（島根県出雲市大社町中荒木2391）

イ 予定数量 3,700トン（1日当たり搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

- ア 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務
- イ 宍道湖西部浄化センターから排出される下水汚泥のセメント製造工場での処分（焼成）業務

(4) 委託期間

平成26年3月1日から平成27年3月31日まで。ただし、宍道湖西部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までとする。

(5) 入札方法

- ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条の規定に基づく消費税率の引上げに係る改定規定について、同法附則第18条第3項の規定に基づき、施行の停止がなされた場合には、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

- ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第2条の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する申請書類を、平成25年12月27日午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条の規定による認定を受けなければならない。

- イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ウ 平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績があること。
なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。
- エ 平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥のセメント原料化業務の受託実績があること。
なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。
- オ 公告の日から入札日の間において、宍道湖流域下水道終末処理場等における維持管理業務等に係る入札参加資格者指名停止要領による指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

(2) 共同企業体の場合

- ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。
なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。
- イ 構成員が(1)イ及びオに掲げる要件を全て満たしている者であること。
- ウ 構成員のうち、収集運搬を行う者にあつては、(1)アのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)ウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)アのうちセメント原料化業務の認定を受け、(1)エの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として、又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成25年12月10日から平成26年1月6日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があつた場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成25年12月10日から平成26年1月6日まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の受領の期限及び場所

ア 期限

平成26年1月29日 午後1時15分（郵便による提出にあつては、平成26年1月29日正午必着のこと。）

イ 場所

平成26年1月29日午後0時30分までは(1)の担当部局とし、それ以降は(5)の開札場所とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成26年1月29日 午後1時15分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Cement

(2) Date and Time for Bidding : January 29th, 2014, 1:15 p.m. (Mail must arrive by the noon of January 29th, 2014 at the latest)

(3) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,600トン（1日当たり搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の肥料原料化による処分業務

(4) 委託期間

平成26年2月1日から平成27年3月31日まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成26年2月1日から平成27年1月31日までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法

律（平成24年法律第68号）第2条の規定に基づく消費税率の引上げに係る改定規定について、同法附則第18条第3項の規定に基づき、施行の停止がなされた場合には、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。）第2条の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する申請書類を、平成25年12月27日午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独または共同企業体の構成員として平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績（再委託によるものを含む。）があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 下水汚泥を用いて生産した肥料が肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の登録を受けていること。

オ 次のいずれかの要件を満たしている者であること。

(7) 単独又は共同企業体の構成員として平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の肥料原料化業務の受託実績（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第16号ただし書きの規定による再委託（以下「再委託」という。）によるものを含む。）があること。

(4) 島根県が行った宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥の肥料原料化モデル事業の受託実績があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

カ 公告の日から入札日の間において、島根県の指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。

キ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びカからクまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬業務を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうち肥料原料化業務の認定を受け、(1)のエ及びオの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成25年12月17日から平成26年1月6日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があった場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成25年12月10日から平成26年1月6日まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の受領の期限及び場所

ア 期限

平成26年1月29日 午後1時30分（郵便による提出にあつては、平成26年1月29日正午必着のこと。）

イ 場所

平成26年1月29日午後0時30分までは(1)の担当部局とし、それ以降は(5)の開札場所とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成26年1月29日 午後1時30分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価

格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

(1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Fertilizer

(2) Date and Time for Bidding : January 29th, 2014, 1:30 p.m. (Mail must arrive by the noon of January 29th, 2014 at the latest)

(3) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office

8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 5470

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成25年12月10日

島根県知事 溝口 善兵衛

1 競争入札に付する事項

(1) 委託業務名

宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の炭化製品化業務委託

(2) 委託場所及び数量

ア 場所 宍道湖東部浄化センター（島根県松江市竹矢町1444）

イ 予定数量 2,600トン（1日当たりの搬出数量 約10トン）

(3) 業務内容

ア 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の収集運搬業務

イ 宍道湖東部浄化センターから排出される下水汚泥の炭化製品化による処分業務

(4) 委託期間

平成26年3月1日から平成27年3月31日まで。ただし、宍道湖東部浄化センターからの下水汚泥の搬出は、平成26年3月1日から平成27年2月28日までとする。

(5) 入札方法

ア 入札は、処分及び収集運搬予定数量に(3)の業務ごとの下水汚泥1トン当たりの単価を乗じたものを入札額とし、内訳書に単価を示すこと。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第2条の規定に基づく消費税率の引上げに係る改定規定について、同法附則第18条第3項の規定に基づき、施行の停止がなされた場合には、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるもの

とする。)をもって落札価格とするので入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

入札に参加できる者の形態は、単独企業又は共同企業体とする。

(1) 単独企業の場合

ア 宍道湖流域下水道終末処理場等における下水汚泥等収集運搬業務等の委託契約に係る競争入札参加資格審査要綱(平成15年島根県告示第128号。以下「審査要綱」という。)第2条の規定により当該業務に必要な資格の認定を受けている者であること。

なお、審査要綱に基づく入札参加資格の認定を受けていない者については、審査要綱第3条第1項に規定する申請書類を、平成25年12月27日午後5時までに3(1)の場所に提出し、審査要綱第5条の規定による認定を受けなければならない。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 単独または共同企業体の構成員として平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の収集運搬業務の受託実績(再委託によるものを含む。)があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の収集運搬期間が6か月以上あるものをいう。

エ 次のいずれかの要件を満たしている者であること。

(7) 単独又は共同企業体の構成員として平成20年度以降に完了した産業廃棄物である下水汚泥の炭化製品化業務の受託実績(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第14条第16号ただし書きの規定による再委託(以下「再委託」という。)によるものを含む。)があること。

(4) 島根県が行った宍道湖流域下水道終末処理場における下水汚泥の炭化製品化モデル事業の受託実績があること。

なお、受託実績とは、下水汚泥の処理期間が6か月以上あるものをいう。

オ 公告の日から入札日の間において、島根県の指名停止(以下「指名停止」という。)を受けていない者であること。

カ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がある場合その他入札の適正さが阻害されると認められる関係がないこと。

キ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、島根県の発注する業務委託等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

(2) 共同企業体の場合

ア 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

なお、共同企業体は、この入札に係る契約の履行後3月を経過するまでの間は解散することができない。ただし、落札者以外の者にあつては、当該契約が締結された日までとする。

イ 構成員が(1)のイ及びオからキまでの要件を全て満たしている者であること。

ウ 構成員のうち、収集運搬業務を行う者にあつては、(1)のアのうち下水汚泥等収集運搬業務の認定を受け、(1)のウの要件を満たすこと。

エ 構成員のうち、処分業務を行う者にあつては、(1)のアのうち炭化製品化業務の認定を受け、(1)のエの要件を満たすこと。

オ 構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独でこの入札に参加していないこと。

3 入札手続等

(1) 担当部局

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

島根県土木部下水道推進課 管理グループ 電話0852-22-5470

(2) 入札説明書及び仕様書の交付時期及び場所

平成25年12月10日から平成26年1月6日まで（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）(1)の場所において交付する（要請があった場合は、郵便による送付を行う。ただし、送料は要請者の負担とする。）。

交付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(3) 参加資格の確認

本公告に示した入札参加資格を有することの確認を受けるため、入札説明書において示す書類を、平成25年12月10日から平成26年1月6日まで（休日を除く。）に(1)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）しなければならない。

受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(4) 入札書の受領の期限及び場所

ア 期限

平成26年1月29日 午後1時45分（郵便による提出にあつては、平成26年1月29日正午必着のこと。）

イ 場所

平成26年1月29日午後0時30分までは(1)の担当部局とし、それ以降は(5)の開札場所とする。

(5) 開札の日時、場所及び開札の立会者

ア 日時

平成26年1月29日 午後1時45分

イ 場所

島根県松江市殿町1番地 島根県庁会議棟 第1会議室

ウ 開札の立会者

入札者又はその代理人（入札参加資格確認通知書を提示すること。）は、立ち会うことができる。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 入札保証金

入札者が見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

落札金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、入札者に求められる義務を履行しなかったとき又は島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要する。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書及び仕様書による。

イ 入札後、契約締結までの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

5 Summary

- (1) Commodities procured and service name and quantity : Transform Sewage Sludge from the Lake Shinji Basin Sewerage Treatment Plant into Raw Materials to make Carbonized Biosorid
- (2) Date and Time for Bidding : January 29th, 2014, 1:45 p.m. (Mail must arrive by the noon of January 29th, 2014 at the latest)
- (3) Department in charge of contracts : Administration Section, Wastewater Treatment Division, Department of Public Works, Shimane Prefectural Office
- 8 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture 690-8501 Ph : 0852 (22) 5470

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第58号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成25年12月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数	11,673
2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	163,940
3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	
仁多選挙区	3,989
邑智選挙区	5,883
鹿足選挙区	4,258
隠岐選挙区	6,015
松江選挙区	55,666
浜田選挙区	16,125
出雲選挙区	46,709
益田選挙区	13,729
大田選挙区	10,582
安来選挙区	11,402

江津選挙区	7,062
雲南・飯石選挙区	13,129
4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）	163,940

選 挙 管 理 委 員 会 公 表

島根県選挙管理委員会公表第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、平成25年7月21日執行の参議院島根県選出議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

平成25年12月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年7月21日執行参議院島根県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 31,357,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	池田 節子	所属党派	幸福実現党	期 間	2月26日から 7月22日まで	第1回分
出納責任者 氏 名	細川 幸宏					
収入				支出		
主たる寄附				人件費		
〔氏名〕				0円		
〔団体名〕				家屋費		
(職 業)				240,950円		
(寄附額)				選挙事務所費		
幸福実現党				240,950円		
7,000,000円				集合会場費		
幸福実現党島根県本部				0円		
610,000円				通信費		
				0円		
				交通費		
				75,174円		
				印刷費		
				2,401,488円		
				広告費		
				1,237,077円		
				文具費		
				16,819円		
				食糧費		
				587円		
				休泊費		
				36,715円		
				雑費		
				118,822円		
その他の寄附				1件		
100円				今回計		
その他の収入				0円		
今回計				7,610,100円		
前回計				円		
総計				7,610,100円		
				今回計		
				4,127,632円		
				前回計		
				円		
				総計		
				4,127,632円		
支出のうち公費負担相当額		項 目		金 額		
		選挙運動用通常葉書の作成		0円		
		ビラの作成		0円		
		ポスターの作成		0円		
		選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円		
		選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円		
		個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円		
		計		0円		
報告書受理年月日	平成25年7月31日		第1回報告分			

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年7月21日執行参議院島根県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 31,357,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	亀井 亜紀子	所属党派	みどりの風	期 間	4月22日から 8月2日まで	第1回分
出納責任者 氏 名	林 英郎					
収入	主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕			支出		
		(職 業)	(寄附額)	人件費	1,616,500円	
				家屋費	1,799,075円	
				選挙事務所費	1,583,575円	
				集会会場費	215,500円	
				通信費	167,978円	
				交通費	654,790円	
				印刷費	2,329,552円	
				広告費	1,272,293円	
				文具費	63,903円	
				食糧費	437,969円	
				休泊費	1,450,027円	
				雑費	3,545,814円	
その他の寄附	件		0円	今回計	13,337,901円	
その他の収入			11,500,000円	前回計	円	
今回計			11,500,000円	総 計	13,337,901円	
前回計			円			
総 計			11,500,000円			

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	279,000円
	ビラの作成	652,050円
	ポスターの作成	1,227,660円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	113,400円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	193,105円
	計	2,625,379円
報告書受理年月日	平成25年8月5日 第1回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年7月21日執行参議院島根県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 31,357,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	亀井 亜紀子	所属党派	みどりの風	期 間	8月26日から 9月2日まで	第2回分
出納責任者 氏 名	林 英郎					
収入				支出		
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕				人件費 円		
				家屋費 円		
				選挙事務所費 円		
				集合会場費 円		
				通信費 455,662円		
				交通費 2,000円		
				印刷費 円		
				広告費 円		
				文具費 1,618円		
				食糧費 円		
				休泊費 円		
				雑費 132,650円		
その他の寄附 件 0円						
その他の収入 0円						
今回計 0円				今回計 591,930円		
前回計 11,500,000円				前回計 13,337,901円		
総 計 11,500,000円				総 計 13,929,831円		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円
報告書受理年月日	平成25年9月3日 第2回報告分	

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年7月21日執行参議院島根県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 31, 357, 300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	島田 三郎	所属党派	自由民主党	期 間	6月1日から 7月30日まで	第1回分
出納責任者 氏 名	金平 憲					
収入				支出		
主たる寄附				人件費 2, 372, 500円		
〔氏名〕				家屋費 1, 242, 661円		
〔団体名〕	(職 業)	(寄附額)		選挙事務所費 1, 239, 831円		
自由民主党島根県参議院選挙区第四支部		10, 000, 000円		集合会場費 2, 830円		
-----				通信費 173, 602円		
-----				交通費 890, 444円		
-----				印刷費 1, 636, 320円		
-----				広告費 1, 863, 807円		
-----				文具費 12, 273円		
-----				食糧費 615, 424円		
-----				休泊費 1, 051, 762円		
-----				雑費 1, 660, 029円		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
-----				-----		
その他の寄附	件	0円		-----		
その他の収入			0円	-----		
今回計			10, 000, 000円	今回計 11, 518, 822円		
前回計			円	前回計 円		
総計			10, 000, 000円	総計 11, 518, 822円		

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	196, 875円
	ビラの作成	604, 800円
	ポスターの作成	801, 600円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160, 164円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202, 192円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	73, 500円
	計	2, 039, 131円

報告書受理年月日	平成25年8月5日	第1回報告分
----------	-----------	--------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成25年 7月21日執行参議院島根県選出議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 31, 357, 300円

3 報告書の要旨

候補者氏名	島田 三郎	所属党派	自由民主党	期 間	8月30日から 8月30日まで	第 2 回分
出納責任者 氏 名	金平 憲					
収入				支出		
主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕 ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- ----- -----				人件費 0円 ----- 家屋費 0円 ----- 選挙事務所費 0円 ----- 集合会場費 0円 ----- 通信費 28, 582円 ----- 交通費 0円 ----- 印刷費 0円 ----- 広告費 0円 ----- 文具費 0円 ----- 食糧費 0円 ----- 休泊費 0円 ----- 雑費 0円 ----- 		
その他の寄附 件 0円				今回計 28, 582円		
その他の収入 0円				前回計 11, 518, 822円		
今回計 0円				今回計 28, 582円		
前回計 10, 000, 000円				前回計 11, 518, 822円		
総 計 10, 000, 000円				総 計 11, 547, 404円		
支出のうち公費負担相当額				項 目		金 額
				選挙運動用通常葉書の作成		0円
				ビラの作成		0円
				ポスターの作成		0円
				選挙事務所の立札及び看板の類の作成		0円
				選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成		0円
				個人演説会の立札及び看板の類の作成		0円
				計		0円
報告書受理年月日	平成25年 9月 3日 第2回報告分					

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成25年7月21日執行参議院島根県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 31,357,300円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	向瀬 慎一	所属党派	日本共産党	期 間	7月3日から 7月30日まで	第1回分
出納責任者 氏 名	岩田 剛					
収入	主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕 日本共産党島根県委員会 (職 業) (寄附額) 1,041,360円			支出	人件費 230,000円 家屋費 50,000円 選挙事務所費 50,000円 集合会場費 0円 通信費 10,000円 交通費 0円 印刷費 758,520円 広告費 107,100円 文具費 0円 食糧費 83,500円 休泊費 19,850円 雑費 12,390円	
その他の寄附	17件	230,000円		今回計	1,271,360円	
その他の収入	0円		前回計	円		
今回計	1,271,360円		総 計	1,271,360円		
前回計	円					
総 計	1,271,360円					

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円
報告書受理年月日	平成25年8月5日 第1回報告分	